

3 児童・生徒を支える相談体制とSSWの活用

(1) 市町村教育委員会の役割

SSWが学校、関係機関とのネットワークを築くためには、校長をはじめとした教職員、関係機関にSSWの役割を周知する必要があります。そのためには、市町村教育委員会において次のような取り組みが求められます。

市町村教育委員会の役割

- ① SSWの役割を理解し、積極的に活用するための体制を整える。
- ② 学校に対して、具体的な事案についての情報の収集や関係者の招集など、SSWを効果的に活用するための体制を整えるよう指導・支援する。
- ③ 関係機関に対して、SSWの周知を行うとともに、SSWが調整するケース会議等への参加、協力を依頼していく。
- ④ 日常的な教育活動の中で中学校区での小・中学校の連携を進めていく。

(2) 学校の役割～校内の教育相談体制の構築に向けて～

SSWの「配置のねらい」や「専門性」、「役割」を全教職員が理解し、校長のリーダーシップのもと、教育相談コーディネーターが中心となってSSWを活用した校内教育相談体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要です。

機能的な校内教育相談体制を構築するには、児童・生徒の問題行動等の状況に応じて、教育相談コーディネーターが中心となってケース会議を開催し、SSW及びSCの参画のもと、アセスメント(見立て)とプランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)を行うことが大切です。SSWは、社会福祉的専門性から学校組織・ケース支援へのコンサルテーションを行い、学校における児童・生徒への円滑な教育が可能となるよう、具体的に効果的な手立てを提供します。

SSWの役割：福祉の専門家として

- ① 校内教育相談体制のサポート（児童・生徒の置かれた環境に注目）
- ② 校内ケース会議への参加、教職員へのアセスメントとプランニングのサポート
- ③ プラン実行段階における、教職員による児童・生徒や保護者への対応の支援、関係機関との橋渡し 等

SCの役割：心理の専門家として

- ① 校内教育相談体制のサポート（児童・生徒自身の心の問題に注目）
- ② 校内ケース会議への参加、児童・生徒に関するアセスメント
- ③ プラン実行段階における、児童・生徒や保護者、教職員への相談・助言 等

窓口となる教育相談コーディネーター等担当教員の役割

① S S Wの周知と相談受付

児童・生徒及び保護者等にS S Wの周知を図ります。相談者からの申し込みの有無にかかわらず、対象者の実情に応じて、教育相談コーディネーター等担当職員が積極的にアプローチすることも大切です。



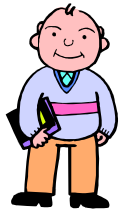
② S S WやS Cとの連絡調整

対象者の抱える問題が、主として「環境に起因する問題」であればS S Wに、「心の問題」であればS Cにつながります。また、S S WとS Cの双方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図り効果的支援が図られるように調整します。



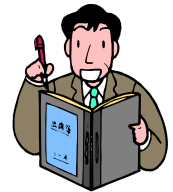
③ 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者等からの相談を受け、適切に相談計画を立案します。



④ 個別記録等の情報管理

個人情報保護条例等を踏まえ、プライバシーの保護や人権擁護に配慮した個人記録の作成と管理を行います。



⑤ ケース会議の実施

事例に応じて、「学年でのケース会議」「校内全体でのケース会議」「関係機関を含めたケース会議」などの開催を決定します。S S Wは福祉の専門家であり、S Cは心理の専門家です。それぞれ互いの専門性として備えている、多様な知識・技術・情報に基づき、専門的見立てを行い、支援のためのコンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)を提供するためにもケース会議の開催が重要となります。



ケース会議の進め方

ケース会議では児童・生徒の問題に対して、

ア 教職員、SSW、SCが教育・福祉・心理的観点に基づき専門的にケースの課題・問題解決への見立てを報告し合い、情報を共有化する。

イ 解決にあたって、教職員、SSW、SCはそれぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い、解決に向けての役割分担を決める。

ウ それぞれの支援の取組経過を、ケース会議を通して報告し合い、次の段階の役割分担を協議する。

※ 参考：◆はじめようケース会議 Q&A

http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf

(3) 外部機関への広報と連携

支援のために連携が必要な機関として、児童相談所、福祉事務所、精神保健福祉センター、警察、家庭裁判所等の公的機関をはじめとして、PTA、民生・児童委員や保護司等、児童福祉施設職員、青少年の健全育成に関わる近隣の方々など多くの人的資源があります。学校が適切な児童・生徒支援を行う際に、学校と地域の人的資源を結びつけ、協働し、地域に対してSSWの存在・活動意義を周知することは、よりよいサポート体制を形成していく上で重要なことです。

(4) 小・中学校の連携

子どもたちの発達段階に即した指導をより効果的にするため、さらには、小学校から中学校の切れ目のない支援をすることが問題行動に対する未然防止につながることから、小・中学校の連携が進められてきました。

SSWと連携して小学校と中学校で情報交換をするなど、小学校における適切な支援を中学校に継続することができます。（ただし、本人同意なしに市町村立の小学校から県立の中等教育学校に情報を提供することは、個人情報保護の観点から原則としてはできません。）

(5) 中・高等学校の連携

市町村立の中学校から県立の高等学校に情報を提供することは、個人情報保護の観点から原則としてはできませんが、本人・保護者の同意のもとに行うことは可能です。高等学校が中学校からの情報を得ることで、継続した支援を行うことができ、切れ目のない支援の提供が可能になります。中学校から高等学校へ情報提供を行うにあたり、SSWと連携し対応することができます。

(6) 緊急支援が必要な場合の対応

学校では、児童・生徒が関わる重大な事故やトラブルなど、予期せぬことが起こることがあります。こうした際、学校が事案に対応する緊急体制にSSWも加わり支援を行う場合があります。学校長が外部の緊急支援を要請し、緊急支援チームが事案に対応する際には、学校が市町村または県緊急支援チームからの情報提供や助言をSSWと共有しながら、支援を行ってください。

学校緊急支援チームの活動イメージ

